

社会保険の加入及び未納がないことについての提出書類

社会保険の加入義務あり

2年以上加入している場合 【未納がないことの証明書類】

	厚生年金保険料	健康保険料
全国健康保険協会管掌健康保険の場合 ①又は②	①別添1－2の写し ※(1)別添1-1により年金事務所に申請 ※(2)直前2年間について未納がないことの証明書(証明日が競争入札参加資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のもの) ②領収書の写し ※競争入札参加資格確認申請書提出日の3か月前の日から直前2年分	
組合管掌健康保険の場合 (③又は④) ＋(⑤又は⑥)	③別添1－2の写し ※(1)別添1-1により年金事務所に申請 ※(2)直前2年間について未納がないことの証明書(証明日が競争入札参加資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のもの) ④領収書の写し ※競争入札参加資格確認申請書提出日の3か月前の日から直前2年分	⑤別添1－3の写し ※(1)同内容であれば、組合管掌健康保険等の任意様式で可 ※(2)直前2年間について未納がないことの証明書(証明日が競争入札参加資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のもの) ⑥領収書の写し ※競争入札参加資格確認申請書提出日の3か月前の日から直前2年分

2年未満の加入の場合 【未納がないことの証明書類】＋【加入の証明書類】

	厚生年金保険料	健康保険料
全国健康保険協会管掌保険の場合 (①'又は②') ＋(⑦又は⑧)	①'別添1－2の写し ※(1)別添1-1により年金事務所に申請 ※(2)加入の日から証明日までの期間について未納がないことの証明書(証明日が競争入札参加資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のもの) ②'領収書の写し ※加入の日から競争入札参加資格確認申請書提出日の3か月前の日までの保険料の領収書の写し	
	⑦別添2の写し ※①'を提出する場合は不要 ※証明日が競争入札参加資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のもの ⑧別添3の写し ※①'を提出する場合は不要 ※日本年金機構の受付印のあるもの	
組合管掌健康保険の場合 (③'又は④') ＋(⑤'又は⑥') ＋(⑦又は⑧) ＋⑦'	③'別添1－2の写し ※(1)別添1-1により年金事務所に申請 ※(2)加入の日から証明日までの期間について未納がないことの証明書(証明日が競争入札参加資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のもの) ④'領収書の写し ※加入の日から競争入札参加資格確認申請書提出日の3か月前の日までの保険料の領収書の写し	⑤'別添1－3の写し ※(1)同内容であれば、組合管掌健康保険等の任意様式で可 ※(2)加入の日から証明日までの期間について未納がないことの証明書(証明日が競争入札参加資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のもの) ⑥'領収書の写し ※加入の日から競争入札参加資格確認申請書提出日の3か月前の日までの保険料の領収書の写し
	上記⑦又は⑧ ※③'を提出する場合は不要	⑦'別添2の写し ※同内容であれば、組合管掌健康保険等の任意様式で可 ※証明日が競争入札参加資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のもの

社会保険の加入義務なし

別添4

- (1) 未納がないことの証明書類は、原則として過去2年間の保険料を対象とします。また、個人事業者の方で「強制適用事業所」に該当しない場合は提出する必要はありませんが、「任意適用事業所」の場合は提出してください。
- (2) 「強制適用事業所」にもかかわらず社会保険に加入していない場合は、加入した上で必要書類を提出してください。
- (3) 納入証明書等の請求及び「強制適用事業所」「任意適用事業所」に該当するかどうか等の問合せは、所管の年金事務所をお願いします。
- (4) 年金事務所の窓口で各証明書の交付を受けられる場合は、写真付き身分証明書（運転免許証等）をお持ちください。また、事業主以外の方が年金事務所の窓口で、「健康保険・厚生年金保険適用事業所関係事項確認(申請)書」（別添2）の交付を受けられる場合は、写真付き身分証明書（運転免許書等）と併せて「委任状」（別添5）もお持ちください。
- (5) 納入証明書については、審査時に疑義が生じた場合、追加書類の提出及び関係機関に問い合わせることがあります。